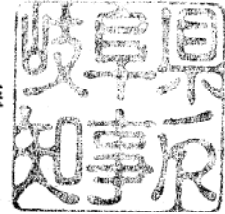


尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る計画段階環境配慮書に対する岐阜県知事意見及び岐阜県各務原市長意見

環管第323号  
平成30年10月9日

愛知県知事 大村 秀章 様

岐阜県知事 古田 肇



尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合  
ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る計画段階環境配慮書に対する  
意見について（回答）

平成30年8月16日付け30環活第81-4号の協議に基づき、別添のとおり各務原市長意見を送付します。

また、本件についての当職の意見は下記のとおりです。

#### 記

#### 【大気質】

- 1 事業実施想定区域の周囲には、複数の住居等が存在しており、施設の稼働に伴う岐阜県内の大気質への影響が回避、低減されるよう、煙突の高さ、建屋の配置等の検討にあたっては、地域特有の地形における風況や逆転層等の短期的高濃度条件による影響を考慮した適切な環境保全措置を講ずること。

#### 【動物、生態系】

- 2 計画段階環境配慮書には、タカ目やフクロウ目といった上位種や、その他重要種の生息可能性が記載されており、施設の設置に伴い岐阜県内に生息する動物や生態系へ影響を及ぼすおそれがある。については、建屋の配置等の検討にあたっては、その影響の程度を把握するとともに、事業実施想定区域内の二次林の改変等による影響を考慮した適切な環境保全措置を講ずること。

#### 【景観】

- 3 施設の建屋や煙突の形状、色彩の検討にあたっては、岐阜県側からの眺望の状況を踏まえ、周辺の景観に配慮した適切な環境保全措置を講ずること。



30各環政第221号の2  
平成30年8月30日

岐阜県知事 古田 肇 様

各務原市長 浅野 健司



尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合  
ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る計画段階環境配慮書に関する意見について

環管第245号(平成30年8月17日付)にて通知のありました標記の件について、  
下記のとおり提出します。

記

- 意見：1) 方法書では、工事の実施に係る工法、期間及び工程等、環境影響評価項目の調査、予測及び評価手法の選定に当たり、考慮する事項についてより詳細に明らかにすること。
- 2) 本事業の環境影響評価手続の実施に当たっては、各務原市民に対しても丁寧な説明を行い十分な理解を得ること。
- 3) 方法書以降の図書の作成に当たっては、測定機器や設置状況の写真を例示する等、丁寧かつ住民にもわかりやすい図書とすること。
- 4) 焼却施設の焼却方式や排ガス処理方法の検討に当たっては、大気汚染対策を最優先に考え、大気汚染物質の排出を低減するため、利用可能な最良の技術を採用すること。
- 5) 大気質調査地点の選定に当たっては、対象事業実施想定区域周辺の風況を十分に考慮すること。また、必ず各務原市内にも愛知県と同等の調査地点を設定し、調査を実施すること。

